

予算決算常任委員会（総務部会）記録

令和7年 第5回定例会	
1 日 時	令和7年12月16日（火） 午前11時00分 開会 午前11時41分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	小 島 実 部会長 仲 田 知 史 副部会長 舩 生 雅 秀 委員 大 貫 桂 一 委員 阿 部 秀 実 委員 佐 藤 誠 委員 津久井 健 吉 委員 関 口 正 一 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	谷 中 恵 子 議長
6 説明員	別紙のとおり
7 事務局職員	金子 議事課長 萩原 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍聴者	なし

予算決算常任委員会総務部会 説明員

日 時 令和7年12月16日(火)

場 所 第1委員会室

職 名		氏 名	人数
副市長		福田 義一	1名
秘書室	秘書室長	齋藤 史生	1名
総合政策部	総合政策部長	秋澤 一彦	8名
	危機管理監	湯沢 浩	
	総合政策課長	佐藤 覚	
	財政課長	半田 和之	
	いちご市営業戦略課長	池澤 美紀子	
	地域課題対策課長	別井 渉	
	デジタル政策課長	鈴木 淳	
	総合政策課総務係長	川田 孝郎	
行政経営部	行政経営部長	益子 則男	7名
	行政経営課長	網 浩史	
	人事課長	仁平 利恵	
	税務課長	倉澤 弘	
	納税課長	小林 春彦	
	契約検査課長	鈴木 智久	
	行政経営課行政改革担当	高橋 洋一	
市民部	市民部長	関口 守	6名
	生活課長	能島 賢司	
	協働のまちづくり課長	山崎 尚良	
	市民課長	谷津 勝也	
	人権・男女共同参画課長	小堀 満美子	
	生活課生活係長	仲野 隼人	
会計課	会計管理者	柿沼 紀子	1名
議会事務局	議事課長	金子 恵美子	1名
選管／監査事務局	選挙管理委員会事務局長／監査委員事務局長	湯澤 紀之	1名
消防本部	消防長	若林 雄二	6名
	消防総務課長	永岡 和也	
	予防課長	岡部 晃一	
	警防救急課長	紺野 敬寛	
	通信指令課長	高柴 幸人	
	消防総務課課長補佐兼消防総務係長	渡辺 徹	
合 計			32名

予算決算常任委員会（総務部会）審査事項

- 1 議案第 7 2 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 7 号）について
- 2 議案第 7 7 号 訴えの提起について
- 3 議案第 7 8 号 辺地に係る総合整備計画の変更について

令和7年第5回予算決算常任委員会（総務部会）概要

○小島部会長 予算決算常任委員会総務部会を開会いたします。

今議会におきまして、本部会に付託されました案件は議案3件であります。

なお、本部会において、質疑のみとし、採決につきましては、12月22日の開催される予算決算常任委員会後期全体会において、部会長報告、質疑、委員間討議、採決を行う予定になっております。

それでは、早速、審査を行います。

はじめに、議案第72号 令和7年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。

よろしくお願いいたします。

議案第72号 令和7年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）のうち、関係予算の主な内容についてご説明いたします。

令和7年度補正予算に関する説明書、表紙に一般会計（第7号）と入っている冊子になりますが、その一般会計の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

一番上の段、10款地方特例交付金1,056万2,000円の減につきましては、減収補てん特例交付金の本年度交付額の決定に伴う減額であります。

その下の段、11款地方交付税58億5,200,9,000、失礼いたしました。

5,852万9,000円の増につきましては、普通交付税の本年度交付額の決定に伴う増額であります。

4段目の15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の右側のページ、説明欄2行目、戸籍事務費国庫補助金891万4,000円の増につきましては、当初予算で歳出を計上いたしました戸籍に振り仮名を追加するための事務費に対する交付額480万円と戸籍法改正に伴う市町村記録への対応に伴うシステム改修に係る財源として411万4,000円を計上するものであります。

補助率は、事務費につきましては、国の示達額、システム改修費は10分の10であります。

その下の、マイナンバー事業費国庫補助金146万円の増につきましては、人事院勧告に準じた経費の増及びWindows10のサポート終了に伴い統合端末の更新にかかる財源として計上するものであります。

補助率は10分の10であります。

一番下の段、16款県支出金2項1目総務費県補助金165万円の増につきましては、6ページにかけてとなりますが、地方創生事業費県補助金として、今年度における本市への移住支援等に係る財源として計上するものであります。

補助率は、国が2分の1、県が4分の1の、あわせて4分の3となります。

5ページの2段目、18款寄附金1項1目総務費寄附金7,600万円の増につきましては、ふるさとかぬま寄附金の現段階での寄附状況から本年度の実績を見込み、増額するものであります。

その下の段、19款繰入金2項2目財政調整基金繰入金3億7,000万円の増につきましては、歳出予算に計上しました各事業の財源として、基金からの繰り入れを行うものであります。

次の、5目かぬま・あわの振興基金繰入金3,846万5,000円の増につきましては、ふるさと納税にかかる返礼品等の関係経費に加えまして、昨年度に東中学校の生徒が自主的に活用を検討してほしいとの趣旨で寄せられましたご寄附100万円について、今年度検討するために基金に積み立てておりましたが、今回の補正予算で歳出を計上するに当たり、その財源として、基金からの繰り入れを行うものであります。

次の段、21款諸収入4項3目雑入の説明欄3行目、派遣職員収入649万4,000円につきましては、観光分野における栃木県との相互派遣事業の市職員分の負担金収入であります。

9ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

2段目の2款総務費1項1目一般管理費の説明欄、上から3つ目の○、一般管理関係職員給与費3,962万4,000円の増につきましては、本年度における早期退職者数を踏まえ、市町村総合事務組合への負担金を増額するものであります。

その下の○、人事事務費7,146万2,000円の増につきましては、職員の産休代替えに伴う会計年度任用職員の追加採用などに伴う報酬等の増額を行うものであります。

なお、1款から10款までのそれぞれの事業費におきまして、人事院勧告に基づき、1節 報酬、2節 給料、3節 職員手当、4節 共済費の増減額を計上しておりますが、過日の議員全員協議会におきまして改正内容についてご説明させていただきましたとおり、勧告に準じ、月例級の改定率3.62%、賞与につきましては、0.05月分の引き上げとなる改定を行うとともに、当初予算に計上いたしました職員配置に対し、実績に基づき計上する事業費の変更等に伴う増減の調整を行うものであります。

その下の、ふるさと納税推進事業費3,746万5,000円の増につきましては、ふるさとかぬま寄附金の実績見込みを踏まえ、返礼品等の関係経費を増額するものであります。

次に、2目総合企画費の説明欄、1つ目の○、鹿沼市総合計画審議会委員報酬21万2,000円の増につきましては、審議会の開催回数を当初予定から1回追加するための費用を増額するものであります。

2つ目の○、まちづくり戦略事業費220万円の増につきましては、国の制度に基づく本市への移住者に対する補助金の申請件数の増加が見込まれることから、増額するものであります。

11ページをお開きください。

5目交通対策費の説明欄、2つ目の○、バス路線対策費30万円の増につきましては、本定例会に提出いたしました北犬飼駐車場の放置車両撤去にかかる訴訟費用として、弁護士費用等を計上するものであります。

次に、8目財産管理費 223 万 7,000 円の増につきましては、猛暑により使用キロワット数が増加したコミュニティセンターの電気料や修繕費などについて、増額するものがあります。

その下の、9目集中管理費の説明欄、1つ目の○、庁用共通管理費 317 万 8,000 円の増につきましては、全庁の再生紙の購入についてとなりますが、再生紙の単価が増えていること、また、コピーチャージの実績見込みにより、増額するものであります。

11目地域振興費、5,963 万 3,000 円の増につきましては、ふるさとかぬま寄附金の増収見込みに伴い、寄附者の使途指定にあわせまして、かぬま・あわの振興基金積立金を増額するものであります。

その下の、12目国際交流費 42 万 2,000 円の増につきましては、国際交流協会の運営経費に対し、労務単価の増により補助金を増額するものであります。

13 ページをお開きください。

上段の、3 項 1 目戸籍住民基本台帳費の説明欄、1つ目の○、戸籍事務費 411 万 4,000 円の増につきましては、戸籍に振り仮名を職権で記載するための戸籍情報システムを改修するための費用を計上するものであります。

2つ目の○、マイナンバー事業費 170 万 6,000 円の増につきましては、人件費の増のほか、Windows10 のサポート終了に伴い、統合端末を Windows11 へ移行するための機器保守費用と借上料を計上するものであります。

19 ページをお開きください。

上段の、4 款衛生費 1 項 7 目墓地埋葬費 132 万 9,000 円の増につきましては、鹿沼市斎場の灯油使用量の実績見込みにより、燃料費を増額するものであります。

23 ページをお開きください。

2 段目の、7 款商工費 1 項 2 目商工業振興費の説明欄、2つ目の○、まちなか交流プラザ維持管理費 103 万 5,000 円の増につきましては、猛暑により使用キロワット数が増加した電気料や、労務単価の増により、施設の管理・運営に係る委託料を増額するものであります。

31 ページをお開きください。

下の段、14 款予備費 894 万 7,000 円の減につきましては、歳入歳出の調整額を計上するものであります。

以上で、令和 7 年度一般会計補正予算（第 7 号）のうち、関係予算の説明を終わります。

○小島部会長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

はい、阿部委員。

○阿部委員 はい、阿部です。

今の説明の中で、ふるさとかぬま寄附金、当初予算よりも 7,600 万円の補正ということだったのですが、大きく増えたということで、この原因は何でしょうか。

○小島部会長 説明をお願いします。

どうぞ。

○池澤いちご市営業戦略課長 いちご市営業戦略課長、池澤です。

阿部委員の質疑にお答えいたします。

今回増額ということで、補正予算を組ませていただきました。

令和7年度のふるさと納税の見通しということになりますが、令和6年度と同じくらいの寄附を獲得できると見込んでの増額ということになります。

なお、11月までの実績なのですが、昨年の11月末が1億9,078万3,000円という結果でありましたが、今年ですね、11月末現在の数字が1億9,001万6,000円ということで、同じぐらいの推移で進んでおります。

以上で説明を終わります。

○小島部会長 説明は終わりました。

阿部委員。

○阿部委員 はい、ありがとうございます。

そうすると、10ページのところでしたか、歳出になっていて、それで、ふるさと納税推進事業で3,700万円。

これは、この補正で増えた分に対しての返礼関係の事務手続で、これだけ増えるということの理解でよろしいでしょうか。

○小島部会長 説明をお願いします。

どうぞ。

○池澤いちご市営業戦略課長 はい、ただいまの質疑にお答えいたします。

委員おっしゃるとおりで、歳入が増える分を見越した上での返礼品の調達ですとか、クレジットカードの収納代行手数料ですとか、そういったものを見込んでの増額の補正ということになってございます。

以上で説明を終わります。

○小島部会長 説明は終わりました。

はい、阿部委員。

○阿部委員 はい、わかりました。

それで、約3億8,000万円という数字ですが、主に、どんな返礼品等が出ているのでしょうか。

○小島部会長 説明をお願いします。

どうぞ。

○池澤いちご市営業戦略課長 はい、ただいまの質疑にお答えいたします。

売れ筋の返礼品ということになりますが、ヨックモックさんの焼き菓子ですね。

それとDHCのサプリメントというものが多いということになってございます。

以上で説明を終わります。

○小島部会長 説明は終わりました。

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 10ページの総合計画審議会の委員報酬なのですが、1回追加ということで、あまり聞かない事例だと思ひまして、やはり、こういった事情によつての追加なのかと。

それで、これ、当然補正が通ってから、もう追加で開くということであれば、今まで

開いた、確か、何か4回ぐらい議事録を拝見しましたが、それは今まで、通常どおりのスケジュールで、予算でやっていたけれども、この予算が通った後においては、1回審議会を追加してやるという認識でいいのかと。

あとはその追加された背景ですね、それをお願いします、説明。

○小島部会長 説明をお願いします。

どうぞ。

○佐藤総合政策課長 総合政策課の佐藤です。

今の質疑にお答えいたします。

総合計画審議会委員報酬の追加ということで、こちらは佐藤委員おっしゃったように、回数の追加になります。

これもおっしゃっていただきましたが、もともとは年度4回の開催を予定しておりました。

こちらを5回、1回追加ということで、予算額になりますが、1人当たり7,300円掛ける報酬が発生する29人掛ける1回ということで、合計が21万1,700円。

100円が切り上げとなりまして、21万2,000円の補正要求となっております。

それで、こちら追加の理由なのですが、5月に第1回目の会議を開催いたしました。

こちらの会議には30人中24人、ご参加いただきまして、その中で一人一人ご意見をいただきました。

その中で、そのご意見の内容が、どの委員さんも非常に熱心で、これは委員さん同士で、一度グループディスカッションをしていただいて、そこでまた生まれる意見を、計画のほうに盛り込みたいというような話が、執行部内において協議されましたということで、現在まで4回開催しておりますが、実は、このうちの1回、11月に開催したものが、急遽予定しなかったものを、急遽開催したという形になっております。

それで、残り1回なのですが、こちらは、こちらで補正予算の議決をいただいて、もともと予定していた日程ではございますが、1月30日に開催を予定しております。

以上で説明を終わります。

○小島部会長 説明は終わりました。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○小島部会長 はい。

ほかに質疑はございませんか。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 12ページの国際交流推進事業費ということで、労務単価の上昇と説明がありましたが、つまり、これは今いる人たちの、人数を増やすとかというのではなくて、労務単価が上がったことで、この42万2,000円という判断でいいのか。

それで、これは、いわゆる最低賃金の上昇したことに対しての繰り下がったの支給なのか。

その労務単価上昇とこの支給の背景の説明を求めます。

○小島部会長 説明をお願いします。

どうぞ。

○山崎協働のまちづくり課長 協働のまちづくり課長の山崎です。

ただいまの質疑にお答えいたします。

国際交流協会の運営費に対しまして、人事院勧告に伴う労務単価の増加分を補正するためのものでありまして、新たに人を雇用するとか、そういうことではなく、現在いる職員3名分の人件費を補正するためのものであります。

以上で説明を終わります。

○小島部会長 説明は終わりました。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○小島部会長 はい。

ほかに質疑はございませんか。

別、あるかな、別段質疑もないようですので、以上で議案第72号については、質疑を終結いたします。

いいかな。

(「はい」と言う者あり)

○小島部会長 次に、議案第77号 訴えの提起についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

どうぞ。

能島生活課長。

○能島生活課長 はい、生活課長の能島です。

よろしくお願いいたします。

議案第77号 訴えの提起について、ご説明いたします。

本議案は、議案書記載の被告に対し、市営駐車場に放置された車両の撤去と駐車場使用料の支払いを求めるため、宇都宮地方裁判所に訴えを提起するためのものです。

それでは、事件の概要について、ご説明いたします。

別紙資料、右肩に議案第77号関係と記載のある資料をご覧いただきたいと思います。

まず、これまでの経過であります。令和6年の9月頃、市営の北犬飼駐車場の一面にしばらく放置されている軽自動車を確認しました。

資料の下の部分に放置車両の位置と車の写真をお付けいたしましたが、場所は。

(「大丈夫ですか」と言う者あり)

○小島部会長 どうぞ。

いいですよ。

○能島生活課長 大丈夫ですか。

○小島部会長 すみません、では。

○能島生活課長 はい。

○小島部会長 見ていない。

○能島生活課長 ええ、あの。

○小島部会長 ちょっと待ってください。

○能島生活課長 はい。

○小島部会長 大丈夫、資料、これ。

では、能島課長、もう1回最初から、すみません、すみません、はい。

○能島生活課長 はい。

それでは、議案第 77 号 訴えの提起について、ご説明いたします。

本議案は、議案書記載の被告に対し、市営駐車場に放置されてしまった車両の撤去と駐車場使用料の支払いを求めるため、宇都宮地方裁判所に訴えを提起するためのものです。

それでは、事件の概要について、ご説明いたします。

資料をご覧くださいのですが、まず、これまでの経過ですが、令和 6 年の 9 月頃、市営の北犬飼駐車場の一面にしばらく放置されている軽自動車を確認しました。

資料の下の部分に放置車両の位置と車の写真をお付けいたしましたが、場所は、鹿沼市体育館に隣接しました北犬飼駐車場、昔、北犬飼コミュニティセンターがあったところですね。

その入って左側、一番奥の区画に黒のワゴン R、1 台が放置されました。

その後、駐車期間が長期にわたることから、令和 7 年 7 月に、利用状況を確認するため、当該車両に連絡がほしいということで、張り紙を掲示しました。

それでも一切、連絡がありませんでしたので、警察に相談しました。

そうしましたところ、この車両は盗難車両ではないという、事件性はないということが確認できました。

それで、次の手段といたしまして、軽自動車検査協会というところに、車両の所有者情報を照会しまして、判明した住所に通知を出したのですが、宛名不在で返送されてしまいました。

議案書に記載のとおり、所有者の住所は宇都宮市でしたので、宇都宮市役所にも住所を照会しましたが、転出等の履歴もなく、住所の異動はないということを確認しました。

そこで、9 月の下旬には、直接、私ども職員が現地にも行って、状況を確認しましたが、そこには誰も住んでなくて、貸家となっております。

それから、現在まで、所有者とは連絡が取れず、車両が放置されたままとなっております。

次に、今回の裁判で請求する内容についてですが、大きく 2 つあります。

1 つは、当該車両の撤去、それで、もう 1 つは、駐車場使用料の支払いです。

それで、請求額につきましては、令和 6 年 10 月の 1 日から令和 7 年の 9 月 30 日まで、1 時間当たり 200 円で計算いたしました、175 万 2,000 円に、10 月 1 日から、将来、所有者が車両を撤去し、明け渡すまでの期間の使用料を加えた額としております。

以上で、議案第 77 号の説明を終わります。

○小島部会長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

阿部委員。

○阿部委員 はい、内容は理解できたのですが、これ議決したら、裁判のほうへという手続なのだと思うのですが、200 円を時間単位で計算して 365 日、ちょうど 1 年の計算になっていますが、そうすると 175 万 2,000 円ということなのですね。

それで、まずはその裁判をやった結果で、本人とその交渉できるのかどうかというのも、まだ未定だと思うのですが、一般に駐車場、この北犬飼のところは 1 時間 200 円という決まりがあるのかもしれないですが、宇都宮の駅にしても、鹿沼駅、新鹿沼

駅も、1時間は200円でも、1日借りても上限額が500円とか、600円とかという形でやっていることを考えると、500円で計算すると約18万円ぐらい。

10分の1ぐらいになるのですが、その辺は示談交渉で、もちろん相手が悪いのは当然なのですが、ここに車を置いていることでの大きな損害とか、被害をこうむっているかという、そうでもない部分も勘案すれば、その辺は示談交渉の部分ではちょっと考えてもいいのかなというふうには、私は思っているのですが、ちょっと甘いのかもしれないですけども、どうでしょうか。

まずはこれを、法的手続をとるとのことなのですが、その辺の見解をお願いしたいと思います。

○小島部会長 説明をお願いします。

どうぞ。

○能島生活課長 はい、ただいまの質疑にお答えいたします。

この駐車場につきましては、高速バスの発着場ということで、高速バスを利用された方は、1日300円になります。

なので、もし、この方が現れて、高速バスを使ったということであれば、当然その額となります。

それで、交渉することになると思います。

以上で説明を終わります。

○小島部会長 説明は終わりました。

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

佐藤委員。

○佐藤委員 説明書の概要の字、見ますと、令和6年9月に確認ということは、推定ではもっと前から、ずっととまっていたということなののでしょうか。

それで、そう、まず、それ聞きたいのと。

あと、それにしても、昨年9月に確認して、今12月なので、少し時間がたっているなという感はぬぐえないのですが、どういうこの、経過、こういうことをしていたということなのですが、もう少し早めていくということ、何か事情があったのでしょうか。

説明を求めます。

○小島部会長 説明をお願いします。

どうぞ。

○能島生活課長 はい、ただいまの質疑にお答えいたします。

駐車場にとめてある車両は日々変化しておりまして、なかなかですね、車が放置されているということはちょっと気づくのが難しいというのがまず1つあります。

特に、先ほど申し上げましたとおり、この駐車場は半数以上が高速バスの利用者の方なのでですね。

そうすると、高速バスを利用されている方といいますのは、遠くに旅行に行く方、海外旅行も含めて、長期間駐車されている方も想定されます。

それで、また、今回のケースでいいますと、9月頃ですね、職員が「あの車、いつも

あるよね」ということで「ちょっと放置されているんじゃないかな」ということで気づきまして、それで、その後、注意して見るようにしました。

それで、結果的に、記録写真などで確認しますと、少なくとも10月1日以降は、その車の出入りがないということが確認できたので、今回は10月1日から請求をしております。

また、ちょっと期間が長いのではないかということだったのですが、やはりちょっと長期的に使っている方がいる、一応正当に入っているという状況もありますので、さすがに1年間はちょっと社会通念上長いので、今回、訴訟に踏み切ったという次第であります。

以上で説明を終わります。

○小島部会長 説明は終わりました。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 何となくこの概要から察するに、もうどこにいるのかわからない方ということなのだと思うのですが、そうすると、訴えをまずするのに裁判費用ということでしょうし、それで、恐らくはこの請求額というのも、返ってはこないでしょうし、ただ、撤去する権限というのはもらえるから、恐らく撤去して、競売なり、公売ということでの損失を取り返すということになるのでしょうか、訴訟費用というのは大体こういう場合は、1回で済む前提だと思いますが、いくらぐらいというのを考えているのでしょうか。

○小島部会長 説明をお願いします。

どうぞ。

○能島生活課長 はい、ただいまの質疑にお答えいたします。

裁判、これから始まるので、ずばりいくらということはちょっとなかなか申し上げられないのですが、今回補正で計上させていただきましたのは、弁護士さんの着手金と、郵送料と、手数料ですね。

これ、今回30万円計上させていただいたのですが、この後、判決いただいて、その後、強制執行という手続があります。

その中で、その強制執行にかかる手続にかかる費用と、あと弁護士さん、今度は成功報酬というものがかかってしまいます。

それで、これについては交渉次第なので、ちょっと申し上げられにくいのですが、わかっているものとしては、強制執行の費用として考えておりますのは、不動産明け渡し等の事件の場合、裁判所に払う予納金は大体6万5,000円で、申立手数料が4,000円で、ここに仮に執行官が、当該車を無価値と判断した場合は、私たちが撤去することになりますので、その撤去費用がかかってしまうということで考えています。

以上で説明を終わります。

○小島部会長 説明は終わりました。

佐藤委員。

○佐藤委員 仮に今回この提起、予算なり通ってね、進む場合、想定されて、一番早く撤去が終わって、あそこがクリアになるというのは、いつぐらいを考えていらっしゃるのか、

○小島部会長 説明をお願いします。

どうぞ。

○能島生活課長 はい、ただいまの質疑にお答えいたします。

これから行う作業としては、訴状の作成、訴状を裁判所が審査をしまして、それで、準備書面を提出しまして、口頭弁論という流れがまずあります。

それで、これで恐らく1、2カ月ぐらいはかかってしまいます。

それで、その後、相手が来れば、また何回か口頭弁論があるのですが、仮に来なかった場合は、すぐに判決が出るのかなと思うのですが、これでも、まだ、その後1カ月ぐらいはかかるだろうと。

それで、その後で、さらに強制執行の申し立て等々がありますので、4カ月ぐらいは少なくともかかってしまうのではないかなというふうには考えております。

以上で説明を終わります。

○小島部会長 説明は終わりました。

佐藤委員。

○佐藤委員 最後になりますが、確認をしに、この齋藤さんという方の自宅に行ってみたところ、もう住んでいない、空き家ということだったのですけれども、引っ越してしまっていたという話、それで何か、行方不明になってしまって、もう家財が置いてあったりとか、その行ったときの状況だけ、最後に説明を求めます。

○小島部会長 説明をお願いします。

どうぞ。

○能島生活課長 はい、ただいまの質疑にお答えいたします。

誰も住んでいない、入居者募集という貸家の状況でした。

以上で説明を終わります。

○小島部会長 説明は終わりました。

○佐藤委員 ありがとうございました。

○小島部会長 ほかに質疑はございませんか。

ないね。

別段質疑もないようですので、以上で議案第77号については、質疑を終結いたします。

次に、議案第78号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。

よろしくお願いいたします。

議案第78号 辺地に係る総合整備計画の変更についてご説明いたします。

今回の議案は、令和6年12月に議決をいただきました西大芦辺地及び上粕尾・中粕尾辺地に係る総合整備計画並びに令和4年3月に議決を得た上久我辺地に係る総合整備計画につきまして、その一部を変更するものであります。

まず、辺地の概要についてご説明いたしますと、辺地とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地などと定義をされており、政令等の要件を満たす地域の施設整備事業などに、充当率が100%、さらに、元利償還金の80%を交付税措置される有利な起債が可能となる制度であります。

本市には、入粟野・中粟野辺地、上粕尾・中粕尾辺地、西大芦辺地、上久我辺地の4つの計画があり、そのうち今回は、西大芦辺地、上久我辺地及び上・中粕尾辺地について計画事業の変更を行うものであります。

具体的な内容につきましては、お手元の議案書、議案第78号の記載のあるページの次のページをご覧ください。

まず、西大芦辺地からご説明いたします。

上段から、1、辺地の概況及び、2、公共的施設の整備を必要とする事情となりますが、先ほど申し上げました、諸条件に恵まれないとする状況等を記載してございます。

裏面をご覧ください。

この表が整備計画概要となりますが、事業費や起債額について変更となる改正でございますが、括弧書きが変更前の額であり、その上に記載されている金額が変更後となります。

今回の変更点につきましては、表の上段に記載されております、市が実施する林道小川沢線の2本の整備事業について、法面保護工事の事業内容の精査による減額、及び長寿命化改修工事の実施に当たり、塗装に含まれる有害物質、鉛になりますが、この飛散防止のための安全対策の必要が生じたことから、事業費総額を3,300万円から4,800万円に増額するものであります。

次に、表の中段になりますが、栃木県が事業主体となり実施する林道整備事業の県への負担金となります。

上から1段目の林道前日光線は区画線及び舗装修繕工事の増額、3段目の林道前日光線は育英橋の補修工事、4段目の林道河原小屋三の宿線につきましては、ワサビ沢橋をはじめとした4つの橋の調査委託となっております。

それぞれ資材や労務単価の増に伴い、増額するものであり、県への負担金について、事業費総額を6,573万9,000円から6,985万3,000円に増額するものであります。

次に、上久我辺地について説明いたします。

整備計画書をご覧ください。

今回の変更点につきましては、表の上段に記載されております、市が実施する林道寄栗線につきまして、材料費等の単価変更に伴い、事業費総額を5,000万円から5,050万円に増額するものであります。

次に、上粕尾・中粕尾辺地についてご説明いたします。

整備計画書をご覧ください。

今回の変更点につきましては、栃木県が事業主体となり実施する林道整備事業のうち、上段の、林道前日光線に係る県への負担金について、法面改修工事を予定しておりましたが、県において実施した事前調査により、当初の見込みを超える補修が必要となることが判明したことから、事業内容を精査し、事業費総額を8,006万5,000円から9,442万7,000円に増額するものであります。

以上で説明を終わります。

○小島部会長 説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑はございませんか。

大丈夫。

別段質疑もないようですので、以上で議案第 78 号についての質疑を終結いたします。

以上で、今議会において本部会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、予算決算常任委員会総務部会を閉会いたします。

お疲れ様でございました。

（閉会 午前 11 時 41 分）

委員会条例第 27 条の規定に基づき署名する。

予算決算常任委員会総務部会 部会長